

大分県東部圏域における 大規模氾濫に関する減災のための取組

令和6年5月31日 協議会

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

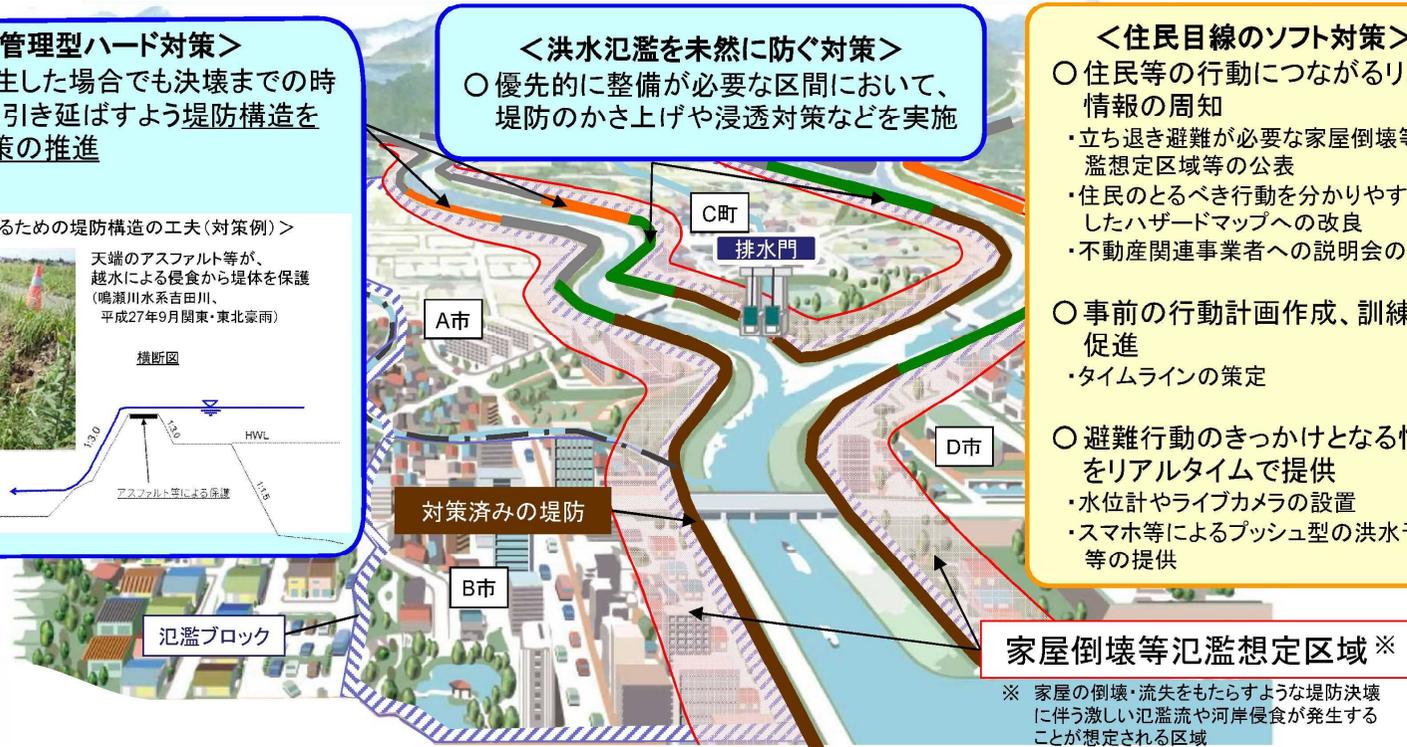


<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

「減災対策協議会」の展開について

- 水防災意識社会の実現に向け、中小河川の大規模水害に対し、「迅速な避難行動」、「地域経済への影響最小化」を目指し、各取り組みを推進してきた。
- 今期5ヵ年（R4~R8）の取り組みでは、「今期で完了した取り組み」や「ハード対策」を除き水防体制の充実などの避難・水防対策を、引き続き取り組む。
- 「ハード対策」については令和4年度以降「流域治水プロジェクト」において引き続き取り組む。
- 「流域治水プロジェクト」のあらゆる関係者と情報共有するなど、密接に連携し防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水 防 法

流域に関する対策

今期5ヵ年（H29~R3）水防災意識社会の再構築
大規模氾濫減災協議会（県3協議会）

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

ハード対策

災害時の被害最小化に向けた施設整備の取り組み

R4以降 減災対策協議会

流域治水プロジェクト(流域治水協議会 県3協議会) R3~

次期5ヵ年（R4~R8）水防災意識社会の再構築
大規模氾濫減災協議会（県3協議会）

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

河川対策の検討

河川整備、ダム建設など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

過去の水災害からみた特徴と課題

- 国東市は、平成9年9月、平成10年10月の台風により甚大な浸水被害が生じている。また、武蔵川や安岐川・荒木川沿川には市役所支所や小中学校等の施設が多数あり、大規模な氾濫が発生すれば相当な被害が懸念される。
- 杵築市は、平成9年9月、平成10年10月の台風により甚大な浸水被害が生じている。また、八坂川、高山川下流部には、人口及び資産が集中する市街地が位置しており、要配慮者利用施設、商業施設や商店街があるため、大規模氾濫により相当な浸水被害が発生するおそれがある。
- 近年、気候変動により、豪雨が激甚化・頻発化しており洪水に対する防災力の向上が求められる。

【今期5カ年】減災のための目標

■ 5年間で達成すべき目標

大分県東部地区における中小河川の大規模水害に対し、「防災力の向上」を目指す

※大規模水害とは、「想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※防災力の向上とは、「水害に強い街づくりと防災意識の高い自主防災組織の構築」

■ 上記目標達成に向けた取組

- ① 確実な避難行動につなげる **水防災意識醸成**のための取組（防災教育・避難訓練・水防活動）
- ② 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための **正確でわかりやすい情報提供**に関する取組

東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会

「今期5ヶ年の取組内容」(R4～R8)

	概ね5年で実施する取組	目標時期	取組機関			
			市町	県	気	(国)
1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組 (防災教育・避難訓練・水防活動)						
水防災啓発、防災教育等に関する取組						
	①各地区で防災勉強会や出前講座の開催、マイ防災マップ作成や地域防災マップを活用した防災訓練等の取組を支援	引き続き実施	○			
	②県教育庁、市町教育委員会と連携した防災教育の推進	引き続き実施	○	○	(○)	(○)
	③ホームページや市町報等を活用したわかりやすい防災情報の提供や関係機関と連携した出前講座やワークショップなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	○	○	○	
避難訓練、水防活動に関する取組						
	④水防活動時における連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	引き続き実施	○	○		
	⑤水害リスク箇所を踏まえた堤防点検等の実施と情報共有	引き続き実施		○		
	⑥豪雨等を想定した市町防災避難訓練の実施	引き続き実施	○			
	⑦要配慮者利用施設における避難体制構築への支援	引き続き実施	○	○	○	(○)
	⑧水害リスク箇所を踏まえた防災パトロールの実施	引き続き実施	○	○		
2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組						
洪水時における河川管理者等から自治体等への情報提供に関する取組						
	①水位情報周知河川以外の中小河川に対し、水位の変化を把握するために、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置に関する検討	R4より順次検討		○		
	②水防警報発令にかかわる処理を効率化・迅速化させる取組の検討	R4より順次検討		○		
	③氾濫危険水位等、基準水位の見直しによる、避難情報の発令判断及び確実な住民避難に資する運用	引き続き実施		○		
	④避難情報発令判断支援班の体制強化、改善についての検討 (市町への情報提供・助言の的確さ、わかりやすさ)	引き続き実施		○		

	概ね5年で実施する取組	目標時期	取組機関			
			市町	県	気	(国)
洪水時における自治体や河川管理者等から住民への情報提供に関する取組						
	⑤危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等を用いた簡易な方法での情報提供について検討	R4より順次検討		○		
	⑥各種イベントや講習会を通じた、県ホームページや県民安全・安心メール、SNS、防災アプリ等、防災情報入手方法に関する普及活動の推進	引き続き実施	○	○	○	
	⑦水位情報等の防災情報の意味や水害リスクに関する広報資料の作成	引き続き実施	○	○	○	
	⑧氾濫危険水位等、基準水位の見直しによる、避難情報の発令判断及び確実な住民避難に資する運用【再掲】	引き続き実施		○		
平常時からの災害リスク情報や避難場所・避難経路等の情報提供に関する取組						
	⑨中小河川において想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の作成・公表	R4より順次検討		○		
	⑩中小河川において想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップの作成・配布	R4より順次検討	○			
	⑪ハザードマップを活用した防災情報に関する研修や自主防災組織との意見交換及び避難訓練の実施	引き続き実施	○			
	⑫浸水実績を利用した情報提供方法について検討	引き続き実施	○	○		
避難勧告等の的確な発令に関する取組						
	⑬避難情報発令判断支援班の体制強化、改善についての検討（市町への情報提供・助言の的確さ、わかりやすさ）【再掲】	引き続き実施	○	○		
	⑭県管理河川に係る避難情報の発令に着目したタイムラインの実災害、訓練等における検証	引き続き検証	○	○	○	(○)
	⑮水防警報発令にかかわる処理を効率化・迅速化させる取組の検討	R4より順次検討		○		
	⑯地域防災計画に避難情報の発令時期や対象範囲等の記載	引き続き実施	○			
	⑰水位情報周知河川以外の中小河川に対し、水位の変化を把握するために、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置に関する検討（再掲）	R4より順次検討		○		

